

## 福島県農畜産系有機性資源活用推進事業実施要領

福島県農畜産系有機性資源活用推進事業については、福島県農畜産系有機性資源活用推進事業補助金交付要綱（令和4年4月1日付け4農支第645号、以下「交付要綱」という。）、福島県補助金等の交付に関する規則（昭和45年福島県規則第107号、以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところにより適正な実施を図る。

### 第1 事業の目的

本県の農畜産系有機性資源は、震災後、放射性セシウム濃度が農業用資材として利用できる暫定許容値（400Bq/kg）を超える可能性が排除できない状況が続いており、県が進める循環型社会の形成並びに持続可能な農業の実現を目標に「環境と共生する農業」による安全・安心な農産物の供給を実現するためには、農畜産系有機性資源に関する指導・管理の徹底が必要である。

このため、本県の農畜産系有機性資源の安全性確保と適正利用を図るため、市町村段階において、農畜産系有機性資源等の管理体制を整備し、農畜産系有機性資源に関する安全性の検査、農業用資材としての生産から農業利用に至るまでの管理等を実施することを目的とする。

### 第2 事業の内容等

本事業の内容、事業実施主体、補助対象及び採択要件は、別表1のとおりとする。

### 第3 補助

県は、予算の範囲内において、交付要綱の定めるところにより、事業実施主体に対し補助する。

### 第4 事業実施の手続き

#### 1 事業計画の策定等

- (1) 事業実施主体は、事業実施計画承認申請書（様式第1号）に農畜産系有機性資源活用推進事業計画書（様式第2号）を添付し、農林事務所長（以下、「所長」という。）に申請する。
- (2) 所長は事業実施計画書、必要な書類を添付のうえ、様式第3号により農林水産部長に協議する。
- (3) 県域農業団体（事業実施主体）は、事業実施計画承認申請書（様式第1号）に農畜産系有機性資源活用推進事業計画書（様式第2号）を添付し、農林水産部長に申請する。

#### 2 事業計画の承認

- (1) 農林水産部長は、第4の1により提出のあった事業実施計画書等の内容を審査し、適当と認める場合には、様式第4号により通知する。
- (2) 所長又は農林水産部長（以下、「所長等」という。）は、前項の通知に基づき、上記1の（2）及び（3）にあたっては事業実施主体に対し事業実施計画の承認（様式

第5号)を行う。

- 3 計画の承認を受けた事業実施主体は、交付要綱第3条または第6条に定める申請をすることができる。

#### 第5 事業計画の変更

事業実施主体は、事業実施計画の承認を受けた後に、交付要綱別表に定める計画の重要な変更または中止をする場合は、速やかに変更承認申請書(様式第6号)を所長等へ提出し、第4の1及び2に準じて変更または中止の手続きを行うものとする。

#### 第6 実績報告

所長は、事業実施年度の3月10日までに実績報告に様式第2号を添付の上、様式第7号により農林水産部長あて提出する。

#### 第7 事業の実施期間

本事業は、3年間継続して実施することができる。3年間継続する場合は、第4に基づき年度毎に事業実施計画を策定するものとする。

#### 第8 成果確認検査

所長は、交付要綱第10条による実績報告を受けた時は、成果確認検査を農林水産部所管の補助事業等に係る検査事務取扱要領に準じて行う。

#### 第9 その他

この要領に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

#### 附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

福島県農畜産系有機性資源活用推進事業実施要領 別表1 (実施要領第2関係)

事業内容	事業実施主体	補助対象の活動及び経費	採択要件等
<p>県産有機性資源の適正利用支援事業</p>	<p>市町村、市町村が 参画する協議会、 JA、公社等</p>	<p>1 対象活動</p> <p>(1) 有機性資源の適正管理 次の①、②に基づき行う有機性資源の検査・報告の実施及び有機性資源の放射性物質に関する適正管理を実施するために必要な以下のア～オの活動</p> <p>①「農家が自ら生産・施用する有機質土壌改良資材等の取扱いについて」(令和2年10月29日2生産第1349号農林水産省生産局農業環境対策課長)</p> <p>②「地方公共団体及び事業者が生産・出荷する有機質土壌改良資材の取扱いについて」(令和2年10月29日2生産第1350号農林水産省生産局農業環境対策課長)</p> <p>ア 検査体制の整備・運営 イ 検査計画の策定 ウ 検査・調査の実施 エ 啓発活動 オ その他必要な事項 (※ 主な活動内容及び補助対象経費は別表2-1のとおり)</p> <p>(2) 有機性資源の適正利用 上記(1)で放射性物質の安全性が確認された県産有機性資源やこれを原料とする肥料及び有機質土壌改良資材等の適正利用を促進するために必要な以下のア、イの活動</p> <p>ア 利用に関する調査及び計画の策定 イ その他必要な事項 (※ 主な活動内容及び補助対象経費は別表2-2のとおり)</p>	<p>1 事業実施主体は、対象活動について県の指導を受けること。</p> <p>2 実施主体は、県が実施する有機性資源に関する調査や取組等に協力すること。</p> <p>3 左記の(1)の活動のうちイ、ウの項目は必須とする。</p> <p>4 左記の(2)の活動は(1)を実施する事業実施主体に限る。</p> <p>5 左記の(2)の実施については、別表2-2を参考にア、イに該当する活動を選択し、取組を行うこと。</p> <p>6 (2)での活動で対象とする有機性資源、有機質土壌改良資材等は、(1)で放射性物質の安全性と利用が認められた資材または、放射性セシウムの暫定許容値(400Bq/kg)以下で利用が認められている肥料・土壌改良資材・培土に利用する有機性資源とする。</p>

福島県農畜産系有機性資源活用推進事業実施要領 別表2-1 (実施要領第2関係)

補助対象とする活動	活動項目	主な活動内容	補助対象とする経費の項目	留意事項等
1 有機性資源の適正管理	<p>ア 検査体制の整備・運営</p> <p>イ 検査計画の策定</p> <p>ウ 検査・調査の実施</p> <p>エ 啓発活動</p> <p>オ その他必要な事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村等協議会の設置</li> <li>協議会の運営</li> <li>アドバイザーや専門家等の派遣</li> <li>検査等の実施に必要な研修（研修会等の開催又は参加）</li> <li>有機性資源の適正管理の活動に必要な機器やソフトウェア、アプリケーション等の導入等</li> </ul> <p>・有機性資源や採取地点等の選定</p> <p>・試料の採取、検査方法の検討</p> <p>・調査、検査に関するスケジュール等の策定など</p> <p>※検査計画は、検査する有機性資源の種類ごとに検査点数を1市町村当たり3ロット以上（地形的にことなる原料採取地を3カ所以上設定することとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>有機性資源の採取地点の状況調査</li> <li>有機性資源の採取及び放射性物質検査</li> <li>有機性資源（原料）の保管、有機質土壌改良資材等の生産工程、保管・管理等の調査</li> <li>放射性物質のチェックシートの作成、報告</li> <li>検査、調査等の記録の保管</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>農家等への注意喚起、広報等の活動</li> <li>検査・調査結果等の報告会等の開催</li> <li>啓発資料（チラシ、パンフレット等）などの作成、配布など</li> </ul> <p>・有機性資源の適正管理に所長が必要と認める経費</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>報償費（講師、調査協力等への謝金）</li> <li>旅費（講師、調査協力等の旅費）</li> <li>需用費（印刷費、消耗品、資材、原料、機器、図書、燃料等の購入費）</li> <li>役務費（通信・運搬費、手数料（分析検査等））</li> <li>備品費（機器等導入費）</li> <li>使用料及び賃借料</li> <li>負担金（研修参加費等）</li> <li>委託料（検査・調査の委託等）</li> <li>賃金</li> <li>その他事業の目的、内容を達成するため所長が認めるもの。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>単価や金額の根拠となる資料を提出すること</li> <li>物品受払簿等で管理するとともに領収書等の確認書類を保管すること</li> <li>備品費は取得単価が10万円以上のものとし、見積書（原則3社以上とする。ただし、該当する機器等を1社しか扱っていない場合は除く。）やカタログ等を添付すること。</li> </ul> <p>なお、取得単価が50万円以上の機器及び器具については、備品台帳を作成し、耐用年数が経過するまでは、事業実施主体による善良なる管理者の注意義務をもって当該備品を管理すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>賃借料には機械・施設等のリース料も対象とする</li> <li>委託料は、第三者に委託することが必要であり、合理的かつ効果的な業務に限る。</li> </ul>

福島県農畜産系有機性資源活用推進事業実施要領 別表2-2 (実施要領第2関係)

補助対象とする活動	活動項目	主な活動内容	補助対象とする経費	留意事項等
2 有機性資源の適正利用	<p>ア 利用に関する調査及び利用計画の策定等</p> <p>イ その他必要な事項</p>	<p>有機性資源の農業利用に関する以下の活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有機性資源の検査(成分分析、重金属、農薬等有害物質等)</li> <li>・有機性資源を活用した堆肥、炭(灰)、チップ等の試作製造</li> <li>・有機性資源の農業利用に関する意向調査(生産、需要等に関するアンケート)</li> <li>・有機性資源の安全性や利用効果等の実証(実証ほの設置、試験栽培等の実施)</li> <li>・有機性資源の収集・運搬等に関する実証</li> <li>・実証に必要な検査及び分析(土壌診断、水質検査等)</li> <li>・有機性資源の利用・加工等に関する費用分析、設備等の調査</li> <li>・実証及び利用計画の策定等に必要な活動(検討会等の開催、計画作成・配布等)</li> <li>・利用計画等の策定に必要なコンサルタント等(委託業務を含む)</li> <li>・調査や計画策定に必要なアドバイザーや専門家等の派遣</li> <li>・適正利用に関する理解促進資料の作成、配布等(技術マニュアル、利用指針、パンフレットやチラシ、動画など)</li> <li>・有機性資源の利用の支援(資材生産者と利用者とのマッチング、試験散布の実施(散布機械等借り上げ、ストックヤード等の設置等)など)</li> <li>・有機性資源の利用に関する研修会等の開催又は参加</li> </ul> <p>・有機性資源の適正利用に所長が必要と認める経費</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・報償費(講師、調査協力等への謝礼)</li> <li>・旅費(講師、調査協力等の旅費)</li> <li>・需用費(印刷費、消耗品費、資材費、原料費、機器等購入費、燃料費)</li> <li>・役務費(通信・運搬費、手数料(分析、認証検査等))</li> <li>・備品費(機器等導入費)</li> <li>・使用料及び賃借料</li> <li>・負担金(参加費)</li> <li>・委託料(調査委託等)</li> <li>・賃金</li> <li>・その他事業の目的、内容を達成するため所長が認めるもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・単価や金額の根拠となる資料を提出すること</li> <li>・物品受払簿等で管理するとともに領収書等の確認書類を保管すること</li> <li>・備品費は取得単価が10万円以上のもとし、見積書(原則3社以上とする。ただし、該当する機器等を1社しか扱っていない場合は除く。)やカタログ等を添付すること。 なお、取得単価が50万円以上の機器及び器具については、備品台帳を作成し、耐用年数が経過するまでは、事業実施主体による善良なる管理者の注意義務をもって当該備品を管理すること。</li> <li>・賃借料には機械・施設等のリース料も対象とする</li> <li>・委託料は、第三者に委託することが必要であり、合理的かつ効果的な業務に限る</li> <li>・賃金は、実働に応じた対価以外は認めない。</li> </ul>